

被差別部落の文化の研究——方法序説

I. グローバリゼーション

グローバリゼーションは、新自由主義的な経済政策を導いた。資本の国際競争が激化した。資本は、競争に労務費の削減を以て応じた。その結果、雇用の縮小と非正規化が進んだ。また競争を通して、労働階層の二極化が進んだ。そして、格差社会が深まった。

このような経済事情は、被差別部落を直撃した。被差別部落民が、空間と階層を移動した。被差別部落で流入者との混住が進んだ。被差別部落民が階層化した。他方、経済の競争と格差は、社会全般で人間の精神を荒廃させた。人々は生活の基盤を脅かされ、存在の不安にかられた。その結果、（相対的な）不満が高まり、安定への欲求が増大した。このような社会状況は、人々の間に差別意識を強めた。被差別部落民もその被害を被った。他方、小さな政府論と自立の勧め論のもと、同和行政は停止された。被差別部落民は、格差社会に放り出された。

物的・社会的な基盤の変容は、意識と文化の変容を招じる。被差別部落民とはだれか。被差別部落民のアイデンティティ（以下、部落民アイデンティティと呼ぶ）とはなにか。被差別部落の文化（以下、部落の文化と呼ぶ）とはなにか。それらは、どのように変容しつつあるのか。被差別部落民はどこへ行くのか。グローバリゼーションのなか、あらためて、これらの問いが浮上しつつある。

本稿は、このような問題状況を念頭に、部落民アイデンティティと部落の文化について、若干の考察を試みる。私たちは、部落民アイデンティティや部落の文化に、どのように接近できるのか。そこに、どのような方法の問題があるのか。本稿は、これらの問いに関わる若干の論点を、研究方法序説として論じる（ゆえに、問題自体の展開は行わない）。

II. 文化の問題

部落民アイデンティティと部落の文化を考察する前に、文化の定義に関わる3つの問題について、ポストコロニアリズム批判やカルチュラル・スタディーズにおける議論を参照して、提起する。

定義の主体

ポストコロニアリズム批判は、文化を定義する主体の政治的位置（positionality）を問うた。文化を定義する者と定義される者が抑圧／被抑圧の関係にあれば、抑圧者による文化の定義は権力行為となる。同じ問題は、部落の文化にも生起する。部落の文化が変容する今日、だれが部落の文化を定義するか、という定義主体の問題は、ますます重要になっている。まず、被差別の苦難を生きる被差別部落民においては、部落の文化の定義は厳格になる。ここでは「被差別の痛み」が中核となる。次に、行政は、政策実施の観点から、属地主義や属人主義¹⁾に基づき、被差別部落民（「同和地区の住民」）の範

困を決めた（る）。行政にとって、部落の文化が直接の課題になることはない。最後に、被差別部落外の人々（以下、部落外の人々と呼ぶ）は、自らの特権的な利害や感情に照らして、受容や排除の対象を決める。そのような人々が、被差別部落民の目線で部落の文化を理解することはない。このように、定義の主体により、部落の文化への関心もイメージも異なる。定義は政治（的位置）の問題である。

サイドは、西欧人が描くオリент像はオリент人が描くオリент像と同じものではない、にもかかわらず、それが真のオリент像として流布していると述べた（Said, 1978=1986）。そして、そこに文化の植民地主義を見た。このような文化理解に関わる危険は、部落の文化にもある。被差別体験をもたない部落外の人々は、部落の文化を完全に記述することはできない。部落外の人々は、差別の痛みが分からない。ところが差別の痛みは、部落の文化の中核にある。ゆえに、部落の文化の記述は、どこまでも被差別部落民の代弁でしかない。しかしその記述は、しばしば、真正なものとして流通している。ただし被差別部落民に、自らの文化を記述する人は多い。しかし、それでも問題は解決しない。インド人女性学者のスピヴァクは、自らを語る言葉をもたないインド人サバルタン（subaltern 下層民）の世界を、完全に代弁することができなかった（Spivak, 1988=1998）。それと同様に、部落の文化を記述する被差別部落民は、最下層の被差別部落民、すなわち被差別部落のサバルタンの世界を完全に記述することはできない。ここでも、代弁という権力行為が介在する。被差別部落の「サバルタンは（自らを）語るができるか」。否、語ることはできない。部落外の人々は被差別部落民の世界を、自らの世界を記述する被差別部落民は被差別部落のサバルタンの世界を、完全に記述することができない²⁾。にもかかわらず、彼・彼女らは記述し続けている。このように、ポストコロニアルizm批判は、部落の文化の記述についても、（代弁という）限界と（完全に記述できるという傲慢の）危険を論じている³⁾。

文化の視座

文化とはなにか。文化の理解には、2つの対抗的な立場がある。文化の本質主義的な理解と構築主義的な理解である。カルチュラル・スタディーズは、文化を定義すること自体を問い直し、文化の定義から排除されてきた、社会周縁にある人々の文化を、文化の定義の中心に据えた。そのなかで、カルチュラル・スタディーズは、伝統的な文化理解、すなわち、（文化とは言語や宗教、歴史的体験などの所与の属性から構成されるものという）文化の本質主義的な理解に、（文化とは人間の実践によりたえず構築されるものという）構築主義的な文化理解を対置した（Sardar, 1997=2002:28）。ここにも、文化の定義に、だれがどのような立場から文化を定義するのかという、政治的実践の問題が介在している。

部落の文化の理解においても、同様の問題が生起する。まず、部落の文化の本質主義的な理解がある。部落の文化は、前近代の賤民の末裔が創出した（とされる）文化である。それは、被差別部落民の「生活文化の総体」（川元, 2006:81,82）である。その核にあるのは、被差別部落民はだれも差別の痛みを知っている、その痛みは部落外の人々には分からないという感情である。ゆえに、被差別部落民と部落外の人々の間には、架橋不能な川がある⁴⁾。これが、部落の文化の本質主義的な理解である。ところで、部落の文化は、ドミナントな（部落外の人々の）文化から隔絶した異質な実体だろうか。そうではない。被差別部落民は日本人であり、部落の文化は日本の文化の部分である。ゆえに、部落の文化は、ドミナント文化と連続している。部落の文化は、多くの部分を部落外の人々と共有する。その固有な部分は、被差別体験に由来し、それに規定された文化部分に限定される。

次に、被差別部落民は、今ある境遇（生活の苦難）に照らして、祖先の苦難の歴史を解釈する。過去の語りは、現在の「過去」の語りである。伝承（過去の生活や闘い）は、たえず再解釈される。そして、過去はたえず再構築される。また、人は、部落差別を受けて被差別部落民であることを知る（知らされる）。その時、人は（あらためて）被差別部落民になる⁵⁾。そしてその都度、自己像（被差別部落民像）を構築する。その総和が部落の文化である。こうして部落の文化は、たえず再構築される。「アイデンティティが構築されるものであるという指摘をふまえれば、部落（民）アイデンティティは、時々部落（民）を必要とした社会構造・権力・部落外の人々によって、当事者の側は部落解放運動によって、それぞれの言説実践のせめぎ合いのなかで構築されてきたものと捉え直すことができる」（内田，2009：124-125）。

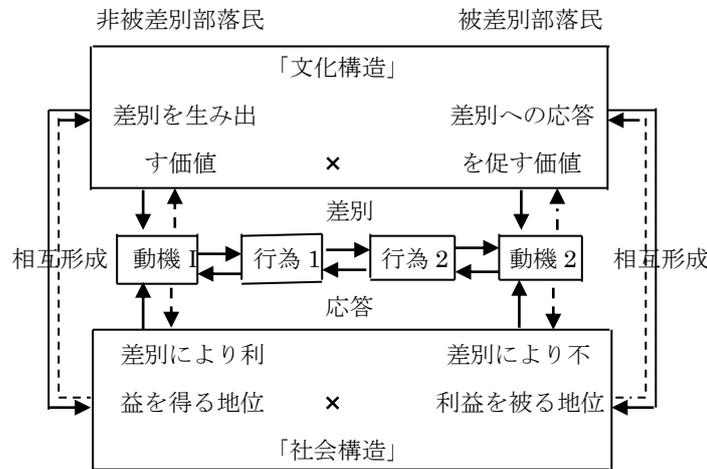
以上の議論から、次のことが指摘される。一方で、部落の文化は、本質主義的な理解を要求する。部落の文化には、部落外の人々に創造できない核がある。他方で、部落の文化は、構築主義的な理解を要求する。部落の文化は、ドミナント文化と連続している。純粋な部落の文化など存在しない。また、過去は再解釈され、歴史は再構築される。このように、部落の文化は、2つの対立する理解を要求する。部落解放運動が差別を糾弾する時、部落民アイデンティティが強調される。その時、部落の文化の本質主義的な理解が前面に出る。他方、部落の文化の変容が語られる時、部落民アイデンティティの可塑性（plasticity）が強調される。その時、部落の文化の構築主義的な理解が前面に出る。文化の本質主義的な理解には、文化の混濁性（hybridity）や可塑性が看過される危険がある（Young,1999=2007：277）⁶⁾。構築主義的な理解には、文化の実在性（reality）が希釈される危険がある（松田,1999:207）。こうして部落の文化は、2つの理解の狭間にある。いずれか一方の文化理解だけでは、不十分である。

文化の分析

文化は社会を形成し、社会は文化を形成する。文化概念の脱構築（deconstruction）に専念するカルチュラル・スタディーズは、「文化と権力」は分析するが、「文化と社会」の全体過程への関心は希薄である。ゆえにそこでは、文化の形成と変容の過程が、十分に明確にならない。「文化と社会」の形成過程は、方法論的個人主義（文化と社会の形成を個人の意思・行為を起点に説き起こす方法）に則り、次のように説明される。図1を見られたい。まず、部落外の人々が被差別部落民を差別する（「行為1」→「行為2」）。被差別部落民がこれに応答する（「行為2」→「行為1」）。黙して差別に耐えるのも応答の一つである。行為（1と2）は、行為者（部落外の人々×被差別部落民）が抱く動機（1と2）が表出したものである（差別する意図×差別に応答する意図）。動機は、一方で、利害関係、すなわち、社会構造（地位の集合）上の地位（差別により利益を得る地位×差別により不利益を被る地位）に規定されて、形成される。他方で、文化構造（価値の束・集合）上の位置（差別を生み出す価値×差別への応答を促す価値）に規定されて、形成される。最後に、文化構造は、社会構造を形成し、また、社会構造により形成される。図で逆の矢印（破線）は、それぞれの逆の過程、すなわち、「文化と社会」が変容する過程を表す。このように、文化（構造）の「分析」は、「文化」の分析に止まらない。それは、社会（構造）の分析とともにある。部落の文化は、これら全体の枠組みのなかで分析さ

れなければならない。そうしてこそ、部落の文化の形成過程が明らかになる⁷⁾。

図 1. 文化の過程分析の枠組み



Ⅲ. 日本のマイノリティ

エスニック・マイノリティ

マイノリティ（少数者集団）とは、「政治的抑圧、経済的搾取および社会的差別を被り、不利な立場と恵まれない境遇にある人々」（Cashmore, 1996: 242）のことをいう。それは、カースト caste、人種 race、エスニック ethnic などを含む概念である⁸⁾。エスニック（集団）とは、「共通の起源と利益を有するという意識を、少なくとも潜在的にはもった人々からなる、ある程度の結合力と連帯性を保持する（民族）集団」（Cashmore, 1996: 67）のことをいう。日本に、さまざまなマイノリティがいる。日本は、ドミナント／マイノリティの分割線が幾重にも錯綜するモザイク社会である。その内、アイヌ、沖縄人、在日コリアン（韓国・朝鮮人）は、代表的なエスニック・マイノリティ（民族的マイノリティ）である。ここで、アイヌ、沖縄人、在日コリアンの歴史と文化に関わる若干の基本的事実を示す。その認識は、部落の文化を考察する重要な前提になると思うからである。そのうえで、それらのマイノリティと被差別部落民の社会構造上の位置関係について考察する。

アイヌは、北方系人種の先住民族である。アイヌは、元来、狩猟や漁猟で暮した人々である。そして、固有の文化（言語、宗教、風俗習慣）をもつ。アイヌは、和人（シャモ＝ドミナント日本人）の攻撃（侵略）を受け、15世紀に和人の支配に服する。和人は、アイヌを統治し、植民政策を行う。アイヌは、土地や生活手段を奪われ、文化の同化を迫られる。1899年に明治政府により、アイヌは、「旧土人」として「保護」の対象とされる（「北海道旧土人保護法」）。そして、近代国家に新たに編入される。多文化時代の今日、アイヌの間に文化運動が起こり、民族的な自覚が高まっている。1997年に旧法が廃止され、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行される。アイヌ人口は、現在 2.5 万人（調査に応じた人口）（アイヌ, 2009.9.17）で、その大半が北海道と関東地方に住むとされる⁹⁾。

沖縄人（沖縄県民）¹⁰⁾も、固有の文化（言語・宗教・風俗習慣）をもつ人々である。沖縄人は、15世紀に国家（琉球王国）を樹立する。しかし、江戸時代に薩摩藩の攻撃（侵略）を受け、1609年、沖縄はその支配に服する（清国との両属のかたち）。1872年、明治政府により日本に編入される（琉球処分）。そして、あらためて植民政策を受ける。第二次世界大戦には、日米軍の沖縄戦で住民の3分の1が犠牲になる。戦後はアメリカの施政権下に置かれ、1972年に日本に「復帰」する。しかしその後も、沖縄に米軍基地が集中し、経済は基地（と観光）に偏倚する。多くの沖縄人は、失業と貧困に喘ぐ。沖縄（県）の人口は、2007年に13.8万人である（沖縄県企画部統計課、2009.9.17）。

在日コリアンも、固有の文化（言語、宗教、風俗習慣）をもつ人々である。日本は、朝鮮半島を攻撃（侵略）し、1910年に併合する。日本政府は、植民政策を行い、土地や資源を収奪する。生活に困窮したコリアンが、日本へ来住する。第二次世界大戦末期には、日本に強制連行される。戦争が終り、多くのコリアンが、解放された祖国に帰る。その時に帰らなかった人々と戦後生れた子や孫が、今日の在日コリアンである。在日コリアンは、「特別永住資格」をもつ。しかし在日コリアンは、選挙権もなく、法的・社会的な市民権も制約されている。近年は、日本に帰化する人が増えている。在日コリアン人口は、2008年に58.9万人である（戦後入国した人々や新来韓国人を含む）（法務省入国管理局、2009,9.17）。

被差別部落民

被差別部落民は、近世賤民の末裔とされる。明治政府は、1871年に賤民呼称廃止令を出した。そして、旧賤民を「平民」に編入した。しかし、部落差別はその後も続いた。それは、部落外の人々に封建的な身分意識が強かったからではない。近代の国民形成の過程で、身分（意識）が、国民統合の梃子として動員されたからである¹¹⁾。ゆえに、近代に作られた被差別部落もある。被差別部落民は、不可視な（invisible）人々である。しかし、イエと相互監視の社会である日本において、被差別部落民がその出自を隠し通すことは容易でない（Murakoshi and Yoshino, 1975）。「他所へ出て知らない人から自分の住所や氏名を聞かれることが一番いやなことであり、恐ろしいことでした。正直に住所と氏名をいってしまえば『被差別部落民』であることがわかってしまうからです」（柴田 1972:337）。これは今日の話でもある。部落差別は、結婚の忌避から地域・就業・交際などの差別まで、社会生活の諸場面に及ぶ。2005年に、大阪府（だけ）で81件の差別事件が摘発された（実数はこれをはるかに凌ぐと思われる）（部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会、2006:21）。

被差別部落民が近世賤民の末裔であるとして、それを確かめる術をもつ人は少ない。被差別部落民であろうとなかろうと、何代も前の祖先の身分は、容易には分からない。ゆえに、かつて賤民が住んだ（とされる）地域（被差別部落）に生れた人が、被差別部落民であるとされる（奥田、2007: 31）。居住地が、被差別部落民の徴とされる。では、被差別部落はいくつあり、被差別部落民は何人いるのだろうか。1993年の調査によれば、全国に、被差別部落民が住む地区が4,442地区あり、そこに215.9万人が住み、その内、被差別部落民が89.3万人であった（部落解放・人権研究所、2001:736）¹²⁾。しかし、被差別部落の数も被差別部落民の数も、実数はこれをはるかに超える。調査を拒否した部

落がある。被差別部落を出て暮す被差別部落民がいる。親が子に出自を教えず、被差別部落民であることを知らない人がいる。このような、被差別部落や被差別部落民の正確なカウントが不可能な事情にこそ、部落差別の特質がある¹³⁾。

日本のマイノリティ

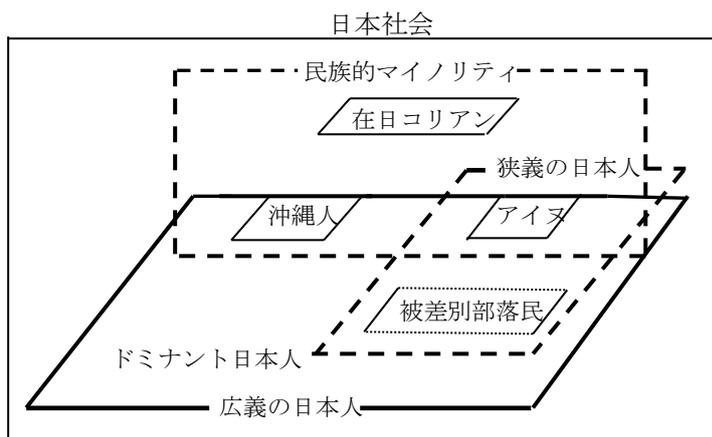
被差別部落民は、他のマイノリティ（アイヌ、沖縄人、在日コリアン）とどのような関係にあるだろうか。図2を見られたい。被差別部落民は日本人である¹⁴⁾。アイヌ、沖縄人、在日コリアンは、エスニック・マイノリティである。この内、アイヌは、近世以来の和人の統治を経て、明治期に「旧土人」として日本人に再編入された人々である。アイヌは、和人への完璧な同化を強いられた人々である。被差別部落民とアイヌは、狭義の「日本人」を構成する。沖縄人は、明治期の「琉球処分」を経て、日本人に再編入された人々である。被差別部落民、アイヌ、沖縄人は、広義の「日本人」を構成する（沖縄人を「狭義の日本人」に含めるとしても、ここでの論旨は変わらない）。これに在日コリアンを含めて、日本社会が構成される。これらのマイノリティは、被差別部落民を含め、近代日本における対外・対内の植民地主義の産物である。近代国家は、一方で、抽象的で均質的な「市民」により構成される（市民社会）。他方で、対内／対外、中心／周縁に配列された「国民」により構成される。近代の自由・平等は、国家の差異・排除（植民地主義）のもとでのみ保障される。明治期の日本で、一方で、被差別部落民とアイヌが、マイノリティとして再編入された（日本人のなかの「他者」）。他方で、沖縄人と在日コリアンが、マイノリティとして創出された（日本人の外の「他者」）。このように、日本人の内と外で、同時にマイノリティが創出された¹⁵⁾。そのなかで、被差別部落民は、「国民」の周縁（日本人でありながら完全な市民権を保障されない）にあり、かつ、マイノリティの中心（日本人のマイノリティ）に位置づけられた。それを基点に、他のマイノリティが配列された。これが、国民（国家）形成の日本版である。このように、被差別部落民は、日本人の周縁にあり、かつ、マイノリティの中心にあるという、マージナルな位置にある。だからこそ、被差別部落民は、国民（ドミナント／マイノリティ）形成の戦略的な位置にある。この事情こそ、本稿が、被差別部落民に焦点を当てる理由の一つである。

あるシンポジウムで、被差別部落民のパネラーが言った。「僕は一般の人（部落外の人々）に石を投げられて育ちました」。それを聞いて、在日コリアンのパネラーが言った。「僕は部落の人に石を投げられて育ちました」。それを聞いて、アイヌのパネラーが言った。「僕は在日コリアンに石を投げられて育ちました」（広島での人権問題シンポジウムで。年月日不明）。この場面に、マイノリティにおける被差別部落民の位置が象徴されている（ただし、マイノリティ相互の位置関係が、つねにこのように固定されてあるわけではない）。被差別部落民は、構造的な位置において、他のマイノリティより優位な位置にある。しかし、被差別部落民は、自らの集団（日本人）のなかで周縁の位置にある。被差別部落民は、両面的な位置にある。

マイノリティの位置を文化の脈絡で解釈すると、どうなるだろうか。アイヌ、沖縄人、在日コリアンは、エスニック・マイノリティである。彼・彼女らは、固有のアイデンティティと文化をもつ人々である。ただしそれらの文化は、多かれ少なかれ、ドミナント（日本）文化との混淆物である。これに対して、被差別部落民は日

本人である。部落の文化は、被差別の歴史と体験を中核とする、日本文化の一部である。それは、ドミナント文化と異なる境界線をもたない。その事実は反面、被差別部落民が、差別から自己を隔離する避難所をもたないことを意味する。日本人であって（ときどき）日本人とされない。このような不安定な構造のもと、被差別部落民のアイデンティティは、宙吊り状態にある。ここに、被差別部落民の固有の苦悩がある。

図 2. 日本のマイノリティ



IV. 被差別部落の文化

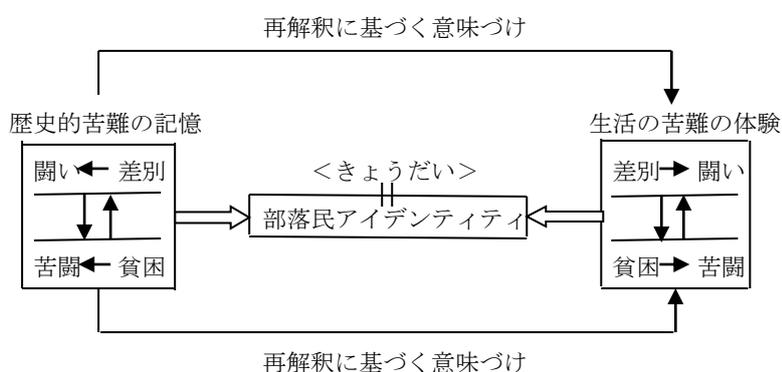
私自身が部落民であることをどう受けとめているかですが、「部落民」という言葉の定義だけでいえば、部落差別を受ける可能性がある人で、かつ自分も部落民だと自覚している人だと思っています。そして、部落差別をなくしていこうと思い、それに誇りをもっている人ということにもなると思います（座談会,1999: 15）。

アイデンティティの形成

差別とは、生活機会が剥奪され、社会関係が阻害され、その結果、生の意味が剥奪される人間の状態をいう。文化とは、生の営みの総体（Kluckhohn,1962:54）、換言すれば、生活様式、価値の体系、世界の解釈図式、意味（づけ）の体系をいう。部落の文化とは、被差別部落民が、差別と貧困のなかで創出し、世代を越えて継承し、創り変えていく、そのような文化をいう。ところで、部落の文化について論じる前に、部落民アイデンティティに言及しなければならない。部落の文化の中核には、部落民アイデンティティがあるからである。まずは被差別部落民が、苦難の境遇を生きる。そのこと自体が、積極的な生の営みである。「まさに、生きることそのものが差別への抵抗であったといえる。そして、その生きざまにはすさまじい勢いがあり、いかなる困難をも克服してきたいぶきがある」（被差別文化発掘特別委員会, 1985:37）。生の営みは、言葉・モノ・行為に形象化される。その総和が、部落の文化である。その中核に、部落民アイデンティティがある。図 3 を見られたい。それは、部落民アイデンティティの形成の一般的

過程を示したものである。部落民アイデンティティは、一方で、歴史的な苦難の記憶により構築される。歴史の苦難は、差別／闘い、貧困／苦闘の体験を刻んだ言葉・モノ・行為から成る。その記憶は、現在の生活不安の体験に照らして再解釈される。部落民アイデンティティは、他方で、生活の苦難の体験により構築される。それは、現に体験している差別／闘い、貧困／苦闘の体験を刻んだ言葉・モノ・行為から成る。最後に、被差別部落民は、生活体験を歴史の記憶と照合して、闘い／苦闘の集合的意味（「私の体験は、差別と闘い、貧困と苦闘するみんなの体験なのだ」）を獲得する。こうして、部落民アイデンティティが獲得される。その集合表象（の一つ）が<きょうだい>（と「水平社宣言」）である。

図 3. 部落民アイデンティティの形成



文化の中身

部落の文化は、被差別部落民の生の営み総体から成る。ゆえに、文化の中身の分類は、どのようにも可能である。しかし部落の文化は、とりわけ、被差別部落民の仕事、すなわち、（広義の）部落産業の文化としてある¹⁶⁾。被差別部落民は、どのように生活を凌いできたのか。生活の糧を得る仕事は、生の営み（文化）の基底をなす。それは生活の構造を枠づける。生活の構造は文化の構造を枠づける。こうして、部落の仕事と文化は、3 つに分類される。ここで、それぞれを「伝承文化」「生活文化」「解放文化」と呼ぶことにする。

1. 伝承文化：①伝統的な仕事および風俗習慣
2. 生活文化：②伝統的な仕事に由来する仕事、③近代に現れた仕事
3. 解放文化：④差別および貧困との闘い

まず、歴史的苦難（の記憶）を刻む言葉・モノ・行為の総和としての伝承文化である。それは、祖先より継承された仕事に由来する文化である。それは、さらに 3 つに分類される。一つ、工芸（皮革では袋、太鼓など、履物では草履、雪駄など、生活用具では竹・藁・木の製品など）である。二つ、芸能（祝い事、春駒、獅子舞、万歳、太神楽など）である。三つ、被差別部落の風俗習慣（歌舞、儀礼、伝説、生活技術など）である。これら全体が伝承文化を構成する。次に、生活（不安）の体験（抵抗と苦

闘) を刻む言葉・モノ・行為の総和としての生活文化である。それは、さらに 2 つに分類される。一つ、伝統的な仕事に由来し、近代の新たな需要に応じて現れた仕事である。すなわち、製靴、グローブ・ミット、靴、スリッパ、サンダル、製肉加工などの仕事である。二つ、近(現)代に現れた仕事である。その多くは、零細経営・低位な労働条木賃宿は 58 軒件の仕事から成る。すなわち、建設・土木、自動車・家屋解体、再生資源回収、廃棄物・し尿処理、清掃、行商(青物、雑貨、寝具など)などの仕事である。これら全体が、生活文化を構成する。最後に、解放文化である。解放文化とは、歴史の苦難と生活の不安の「惨めの価値群」を反転させた「誇りの価値群」から成る文化をいう¹⁷⁾。差別との闘い、貧困との苦闘が、歴史の苦難・闘いと照合され、再解釈され、被差別部落民の誇りの表徴として、言葉・モノ・行為に刻まれていく。そしてそれは、現前の苦難と闘う力(エネルギー)となっていく。

被差別部落民は差別される。それはなぜか。その問いは、人々を部落差別の起源の探索へ駆り立てる。被差別部落民は、その出自を遡り、そこに差別される謂れのなさを「発見する」。そして理論的に、今日の差別の構造と意味の生成過程を紐解く。部落差別の起源の探索と部落史の研究は、こうして始まった。人種起源説や民族起源説、職業起源説などの異説が出るなか、近世政策起源説が定説(established theory)とされた¹⁸⁾。そして被差別部落民は、その出自に差別される謂れないことを「発見」した。出自の潔白は、現前の差別の「謂われのなさ」とともに、差別の不条理・不当性を説く論拠とされた。そして、差別と闘う被差別部落民の力となった。

文化の特徴

被差別部落の歴史的な起源は、近世以前に起源をもつ被差別部落、近世に起源をもつ被差別部落、近代に形成された被差別部落と一様でない。被差別部落の立地には農村型、漁村型、都市型がある。農漁村型の被差別部落では、過疎が進んでいる。都市型の被差別部落では、部落外の人々の流入が進んでいる。被差別部落の主要な産業には、農漁業、製造業、サービス業がある。政府の援助で産業振興がなされた被差別部落があり、援助を受けなかった被差別部落がある。さらに、解放運動をもつた／もつた被差別部落があり、もたなかった／もたない被差別部落がある。このように、被差別部落は、歴史・立地・生活・解放運動の有無により多様である。ゆえに、部落の文化も多様である。

しかし、部落の文化が多様とはいえ、そこには、「被差別」の事実(差別との闘い、貧困との苦闘)に発する共通の特徴がある。アメリカのマイリリティ文化の先行研究を参照しつつ、部落の文化の特徴を列挙すると、次のようになる(Blauner,1970)(Hannerz,1970)。ただしそれは、一つの整理でしかない。

一つ、有用性である。被差別部落民は、希少な生産手段しかもたず、下層の労働と生活を生きてきた。その文化は、生活を凌ぐ労働から生れた。ゆえに、部落の文化は、生活に役立つ文化である。「文化は、長い歴史を通じ、より豊かな生活を営んでいく必要から創造され、工夫改善されてきたものです。そして、文化を直接創造してきたのは多くの民衆です。とりわけ、圧制に抗しながら、ぎりぎりの生活のなかで暮らしをたててきた被差別民衆の創造した文化には、生活即文化と言える人間の英知の結晶を見ることができます」(広島県立歴史民族資料館,1995:4)。

二つ、柔軟性である。生活を凌ぐ営みから生れた文化は、柔軟な文化である。部落の文化は、「生き

るためになんでもする（なににでも適応する）」文化である。生活の糧となるものは、すべて文化の資源となる。その典型は、雑芸能に見られる。被差別部落民は、新たな文化を創り出す。被差別部落の工芸や芸能は、免許や名取により秘技を伝承するという家元制度をもたない。それらは、個人ではなく集団として共有され、伝承される。生活に困窮した人、才覚のある人なら、だれでもそこへ参入することができる。

三つ、宗教性である。被差別部落の伝承文化には、現世利益の民俗宗教に発するものが多い。被差別部落民は、賤民として蔑まれる一方で、「常民」（一般民としての農民）の浄化儀礼を司るハフリ（祝、葬、屠）の芸能民であった。万歳や春駒、獅子舞などはすべて、「ケ」や忌みを取り払う門付芸であった。浄化は精神の解放である。その芸能には、抑圧された人の自由への憧憬が籠められた。また、村々を訪ねて芸をする被差別部落民は、村外の情報を伝え、農民を時代と社会に覚醒させる人々であった。芸能者は宗教者であり、政治的な扇動者であった。

四つ、両義性である。部落の文化には、生の両義性が象徴的に刻印されている。一方で、被差別部落民は、苦難の生活のなかで惨めの世界を生きた。部落の文化は嘆きの文化であった。「被差別部落に生まれてよかったことあないなあ。悪いことつきり。わしらのところは白山の合祀もしてもらえなかった。青年団にも入れない。祭りなどの若者組などんで仲間にしらない。現在もそうだ」（柴田,1972:203-204）。他方で、被差別部落民は、苦難を越えて生きてきた。苦難と闘う以外に生きる術がない。被差別部落民は、そこに人間の誇りを自覚した。嘆きの文化は誇りの文化へ反転した。「わしは被差別部落に生まれてきたことをしあわせに思つとる。それは子どもの時から闘うということを身につけてきたことだ。人生を切り開いて進むことを覚えたからだ」（柴田,1972:256）。

五つ、超越性である。境界文化である部落の文化は、ドミナント文化の価値を相対化し、転倒した。一般世界の優雅・繊細・洗練と、周縁世界の野卑・大胆・素朴。美と醜、良と悪、優と劣。ドミナント文化は、マニ教的な二項対立のもと¹⁹⁾、周縁文化を見下してきた。しかし部落の文化は、価値の象徴的逆転（Babcock,1978=1984:3）を行った。そして、後者の価値群に美と優越を見出した。部落の文化は、ドミナントの価値を批判し、超克する先駆性を獲得した。部落の文化は、価値革命の文化であった。「……解放をめざさんとする吾吾（ママ）が、さらに『被差別』と『部落』にたち還り、差別のなかで怒涛の人生を生き抜いてきた被差別部落の生きざまに『文化』を求めなければならない。被差別の『逆境』を、生きる熱源としてきた勘と知恵こそを崇高な『文化』としなければならないのではないか」（被差別文化発掘特別委員会,1985:3）。

V. 文化の変容

部落差別の変容

部落差別は、時を経ても存続する。ゆえに、被差別部落も存続する。ゆえに、部落の文化も存続する。しかし時代とともに、部落差別も被差別部落も変容する。ゆえに、部落の文化も変容する。グローバリゼーションは、それらの変容を加速させる。

しかし、グローバリゼーションが、日本の文化・社会の深層構造を変えきることはない。そのかぎり、部落

差別は変容しても、差別が消滅することはない。イ工的結合を原理とする日本社会の閉鎖性は、容易に変わらない。そのことは、結婚差別に象徴される。結婚差別は、家の連続や家格の均衡を図る擬制的な身分内婚の産物である。その意識の中核に、人種主義的な血縁の観念がある。その信仰に囚われた部落外の人々は、被差別部落民との通婚を忌避する。親が結婚相手の身元を調べる。そして愛する若者同士を引き離す。このような悲劇が後を絶たない。部落外の人々と結婚できても、事情は簡単ではない。被差別部落の出自を隠して結婚した、被差別部落を出ることを条件に結婚した、親と絶縁した、親戚交際を拒まれた、結婚後に別れた。このような悲劇が、今日も続く²⁰⁾。

他面で、部落差別の形態は変容した。学校で同和教育が行われ、差別を否定する平等意識が浸透した。しかし意識の深層は、容易に変わらない。その結果、「露骨な差別」が減少した。逆に、陰湿な差別が増加した。新たな形態の部落差別も現れた。戸籍謄本を不正に取得して他人の本籍を調べる、部落地名総監同様の書籍を販売・購入する、被差別部落民を攻撃する投書や落書きが出回る、インターネットに差別文章を書き込む（部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会,2006:21）。就職・賃金・人事異動の差別、マスコミ・出版界による差別もある。現代の差別には、3つの特徴がある。一つ、被差別部落民に対する新手の身元調査が、次つぎに現れている。二つ、匿名差別が多い。壁などに落書きする。ビラを配布する。この場合は、露骨な差別表現を伴う。三つ、対面的場面では差別が婉曲に行われる。平等意識の浸透と差別意識の併存。この価値葛藤のなかで、部落差別が陰湿になる。その分、被差別部落民は、予測不能な差別、隠蔽された差別という、不安の状態に置かれることになる。

被差別部落の変容

かつての賤民は、一般に、「役」として）仕事と居住を固定されていた。明治維新後、被差別部落民は、仕事と居住の選択の自由を得た。同時に、被差別部落民は、賤民時代の仕事の專業権を喪失した。被差別部落民（の多く）は、起業や転職の資金もなく、零細で雑多な仕事に就業するしかなかった。居住も、危険で不衛生で喧騒な土地に住むしかなかった。このような被差別部落の実態を捉え、井上清は、被差別部落民は、近代以降も地域・職業・系譜（賤民の末裔）がセットになった、固定した状態に置かれたとする「三位一体論」を主張した（井上,1950:4）²¹⁾。しかし今日、とりわけグローバルゼーションのもと、被差別部落は変容した。都市周辺や農村の被差別部落は、市域が膨張し、都市部落に変容した。そこへ部落外の人々が流入し、混住が進んだ。零細自営の仕事は衰退し、被差別部落民は雇用者になった。逆に、部落外の人々が部落の仕事に参入した。部落の仕事が地区外に移転した。最後に、被差別部落に住む部落外の人々が差別される、被差別部落民が自らの出自を知らないなど、被差別部落民の輪郭が拡散した²²⁾。

こうして、地域・職業・系譜の三位一体は崩れた。そして、被差別部落は多様化した。野口道彦は、今日の被差別部落を7つに類型化した（野口,2000:106）。表を見られたい。①三位一体型～部落産業をもつごく少数の地区。②属地属人型～部落産業がない、大多数の同和地区。③部落産業・転入者主流型～部落産業が中核となった地区、根っからの地元民の転出。④属地型～住民に大幅な入れ替わりが進行中。⑤同族企業・地区外転出型～地区外へ転出した企業で、従業員の多数は部

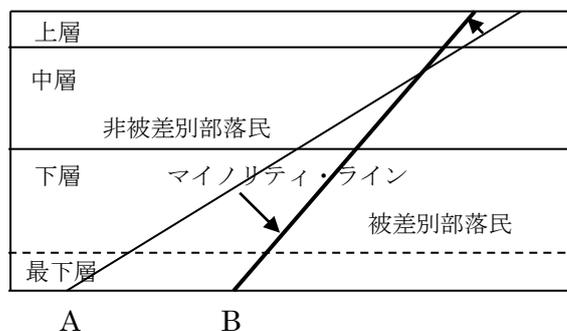
落出身者。⑥地区外産業型～部落産業から発展した産業が地区外で展開。⑦分散型～孤立した転出した部落出身者、その二世、三世たち。以上の諸類型は、2つの軸で整理される。まず、被差別部落民が被差別部落に住み続けるか、外へ転出するかである。次に、(広義の) 部落産業が被差別部落に留まるか、衰退するか、被差別部落外へ移転するかである。このような類型化が、実態にどこまで合致しているかは、ここでは議論しない。

表. 地域、職業、系譜的連続性の3要素による諸類型.

類型	地域	系譜	職業
三位一体型	○	○	○
属地属人型	○	○	
部落産業・転入者主流型	○		○
属地型	○		
同属企業・地区外転出型		○	○
地区外産業型			○
分散型		○	

被差別部落や部落産業が変容すると、被差別部落民の社会関係も変容する。社会関係は、2つの方向で変容する。一つ、空間的な変容である。被差別部落が多様化する。それとともに、被差別部落民の社会関係が分散する。二つ、階層的な変容である。部落産業が衰退し、被差別部落民が他の仕事に転職する。その結果、被差別部落民の階層差が拡大する。図4を見られたい。図は、アメリカの白人／黒人の階層関係モデルを援用したものである(Warner, 1937: 235)。一部の被差別部落民は、事業に成功する、同和対策事業の恩恵を被るなどして富を得て、階層を上昇する。その対極に、窮乏生活に喘ぐ被差別部落民がいる(たとえば、生活保護受給層以下の階層)。その中間に、ようやく生活を凌ぐ多くの被差別部落民がいる²³⁾。被差別部落の仕事の多様化は、被差別部落民の階層差を拡大する(図の斜線AからBへの移動)。同和対策事業は、それをさらに押し広げた²⁴⁾。こうして被差別部落民は、空間的・階層的に分散する。

図4. 被差別部落民の階層と変容(略図)



文化の変容

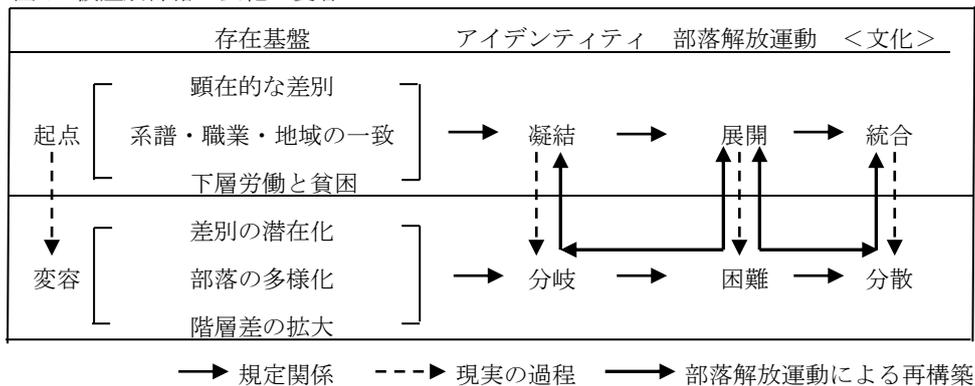
以上の議論に踏まえ、部落の文化とその変容の諸条件を整理すると、図 5 ようになる。かつて被差別部落民は、露骨な差別を受けていた。また被差別部落には、系譜・職業をともにする人々が住んでいた。さらに被差別部落民は、下層労働に就業し、その生活は貧困に喘いでいた。このような存在基盤のもと、被差別部落民は、強い部落民アイデンティティを抱いていた。また（多くの）被差別部落には、部落解放運動²⁵⁾があった。部落民アイデンティティと部落解放運動は、部落の文化を生み、支えていた。

しかし、人権意識の浸透とともに、差別が潜在化した。グローバリゼーションのもと、被差別部落が多様化した。グローバリゼーションは、被差別部落民の階層的格差を拡大した。多くの被差別部落民が、下層労働に就業し、貧困にありながら、中層の被差別部落民が増加し、上層の被差別部落民が現れた。こうして被差別部落民は、階層的に共通の存在基盤を喪失した。そして、被差別部落民の同質性と凝集性が希釈された。その結果、部落民アイデンティティが分岐した。ある人は、被差別部落民の像を持ち続ける。ある人は、ときどき被差別部落民になる。ある人は、被差別部落民であることを忘失（しようと）する。ある人は、自らが被差別部落民であることを知らない。

被差別部落の多様化、被差別部落民の階層化、被差別部落民の集団性の拡散そして部落民アイデンティティの分岐。これらの条件は、全般に、部落解放運動を困難にした²⁶⁾。また、部落の文化を分散の危機へ追いやった。まず、被差別部落の伝承文化が衰退した。工芸品が、被差別部落民の生活実態から遊離した。工芸品の職人が激減した。一部の人は工芸作家になり、多くの人は廃業した。芸能の伝承者も同じ運命を辿った。次に、生活文化も分散の危機にある。部落産業は大資本に駆逐され、その文化が分散しつつある。最後に、解放文化である。被差別部落民の集団性が拡散すると、被差別部落民は、差別を受けても個人で応答するしかない。ある人は、差別から逃避する。ある人は、差別に忍従する。ある人は、差別に抵抗する。彼・彼女らは、もはや被差別の立場に集団性を見ない。解放文化は、被差別部落民の歴史的苦難の記憶を核とする。しかし今、その記憶が忘却されつつある。こうして、解放文化も分散の危機にある。

ならば部落の文化は、この先どうなるのか。部落差別は厳存する。多くの被差別部落民は、貧困に喘いでいる。文化とは、人間の労働と生活の営みの総体をいう。とすれば、部落差別があるかぎり、被差別部落民がいる。被差別部落民がいるかぎり、部落の文化が解体することはない。しかしその文化は、凝結した部落民アイデンティティを核にもつ、かつての部落の文化とは異なる。部落の文化は、一般下層の労働・生活文化に合流しつつある。とするなら、部落の文化は、いかなる基盤を挺子に、再生（分散からの反転）が可能だろうか。被差別部落民の集団性が拡散の過程にある以上、部落の文化の再生を被差別部落の存在基盤に求めることはできない。とすれば、部落の文化再生の鍵は、存在基盤を対象化し、その帰趨を先取りし、転轍する（意識的）活動、すなわち部落解放運動にしかない。部落解放運動の目的は、苦難と闘いの歴史を蘇らせ、部落民アイデンティティを覚醒させ、差別と闘い、被差別部落民の生活機会を拡大することにある。ゆえに部落解放運動は、アイデンティティ運動であり、文化運動である。部落解放運動のなかで、新たな被差別部落民の物語が創出される。差別と闘う意志が蓄積される。こうして、部落の文化の帰趨は、部落解放運動の帰趨に掛かっている。

図 5. 被差別部落の文化の変容



VI. 文化分析の課題

本稿は、部落の文化の分析に向け、方法的諸問題について議論した。被差別部落と被差別部落民が多様化するなか、部落の文化も分散の危機にある。その危機の諸相を分析することは、容易ではない。ゆえに、危機の反転の条件を特定することも、容易でない。本稿は、その模索のアイデアを示唆したにすぎない。部落の文化に接近するには、部落差別・被差別部落・被差別部落民・部落民アイデンティティを射程に入れなければならない。そのためには、それらの問題をめぐる先行／現在の議論にも介入しなければならない。変容する部落の文化は、そのなかで接近可能となる。すなわちそれは、被差別部落民の概念を問う課題であり、被差別部落民と部落外の人々の関係を問う課題であり、部落解放運動の展開を問う課題である。これらに関わる議論への（批判的な）介入は、次稿を期したい。

[注]

- 1) 属地主義とは、行政が個人援助の対象を決定する際、被差別部落に住むことを条件とする場合をいい、属人主義とは、被差別部落の出身者であることを条件とする場合をいう（部落解放・人権研究所, 2001:635）。どちらかを採用か、両方を採用かの、同和対策事業の対象者の決定は、自治体ごとに行われた。
- 2) 部落解放運動における識字運動は、読み書きできない人が読み書き能力を身につける活動である。同時にそれは、彼・彼女らが自分の言葉を獲得する活動でもある。人は、言葉を獲得することで、概念的思考ができ、自分の世界を語り、記述することが可能になる。すなわち識字運動は、被差別部落のサバルタンが（代弁者を介さないで）自分の世界を語り、記述する、そのような力を獲得するための活動としてある。
- 3) それは、まさに本稿を書いている筆者に突きつけられていることである。
- 4) 被差別部落民と部落外の人々の間に「架橋不能な川がある」とは、両者の「存在の差異」のことをいっている。藤田敬一は、「差別の痛みは被差別者以外には分からない」などというから両者の対話が遮断されるのだ、と主張した（藤田, 1998:4）。ここで藤田は、両者の「存在の差異」（存在規

定)を以て「関係の構築」を論じている。問題はこうである。部落外の人々に差別の痛みが分からないのは、事実である。被差別部落民と部落外の人々の関係の構築は、この事実から始まる。被差別部落民は差別の痛みを訴え、部落外の人はその言葉に耳を傾け、応答する。関係の構築とは、この相互応答の過程をいう。

- 5) 野口道彦は、人は部落差別を受けて部落民になる、被差別部落民とは「関係概念」であると主張する(野口, 2000:16,18)。それは一面正しい。しかし他面、被差別部落民は、苦難の歴史と生活を担う実在集団(実体概念)である。人々は、差別されてそこに編入される。すなわち、所与の被差別部落民の集団に加わる。
- 6) ヤングは、文化の本質主義的な理解を批判する延長で、社会を、本質を備えた文化のモザイクと捉える多文化主義(multiculturalism)を批判する。そして、相互作用の過程で本質を構築しあう、そのような文化が共存する変容的多文化主義(transformative multiculturalism)を主張する(Young,1999=2007: 455)。ここでは、文化の混淆性と可塑性が強調される。
- 7) このことは、異文化間の比較についても同様である。個々の文化項目を恣意的に取り上げて文化と文化の異同を指摘しても、異文化の比較にはならない。文化=社会構造における個々の文化項目の位置を特定した後でのみ、文化項目の比較が可能になる。
- 8) エスニック集団を、マイノリティを含む包括的概念とする考えもある(Yinger,1994:25)。カースト、人種、エスニックの概念には、多くの定義がある。ここでは、被差別部落民と他のマイノリティの差異を強調する目的で、マイノリティ概念を包括的に用いる。
- 9) 日本政府は、近年、ようやくアイヌを先住民族と認めるに至った。これまで先住民族と認めなかったのは、土地や地下資源、自治、言語などの少数民族問題をなきこととしたいという政治的な意図があった(朝日新聞 2007.12.29:25)。同記事によれば、アイヌ人口は3~10万人と推定される。
- 10) 沖縄の人々は、政治的に、日本国民すなわち沖縄県民であり、文化的に、固有の文化をもつエスニック集団という意味で沖縄人である。彼・彼女らが用いる「ヤマトンチュー」「ウチナンチュー」の区分は、この双方の次元に関わる。
- 11) このような前近代と近代の途絶についての認識を欠いた部落史研究は、近代における部落差別や部落問題の意味を見誤りかねない。近代の部落差別や部落問題は、封建遺制ではない。およそ差別は、近代における国家統合の必須の条件である。そのために遺制は再構築された。過去が分かれば現在が分かるという単純な話ではない。
- 12) 同調査によれば、被差別部落の数と人口の地域別内訳は、近畿 781 地区 53.3 万人、中国 1,052 地区 26.1 万人、九州 835 地区 45.4 万人、四国 670 地区 26.0 万人、関東 572 地区 31.9 万人、中部 532 地区 32.9 万人であった(部落解放・人権研究所 2001:736)(調査ができた地区・人口に限る)。大まかには地域により、被差別部落の形態や歴史、生業形態などに特徴がある。
- 13) 野口は、被差別部落民と「間違われて」部落差別を受けた人の例を出して、「部落に住んでいなく

ても、血縁的つながりも、何もなくとも、部落民とみなされて差別されただけで、部落民だということとらえたらどうか」（野口, 1999:57）と、被差別部落民の「被差別市民」への概念の拡張を説いている。しかし、「間違われた」人の例を以て被差別部落民概念の拡大を主張するのは、枝葉を以て根幹を説く議論といわざるをえない。差別者は、「間違われた」人の背後に被差別部落民を見ている。差別されたのは、「間違われた」人ではなく、被差別部落民である。

- 14) 部落差別は、世界に類のない差別といわれる。外国人に部落差別を説明することは、容易でない。それは、被差別部落民が可視的な集団的特徴をもたないというだけでなく、日本人である被差別部落民が（他の）日本人に差別されるメカニズムの構造を説明しなければならない、という事情があるからである。
- 15) 明治政府は、1871（明治 4）年に壬申戸籍を設けたが、その前文には「人民ノ各安康ヲ得テ其生ヲ遂ル所以モノハ政府保護ノ庇護ニヨラサルハナシ、去レハ其籍ヲ逃シ其數ニ漏ルルモノハ其保護ヲ受ケサル理ニテ自ラ國民ノ外タルニ近シ 此レ人民戸籍ヲ納メサルヲ得サルノ儀ナリ」（佐藤, 1981:21）とあった。すなわち、外国人は保護しない、日本人であっても登録しない者は保護しないとある。壬申戸籍は、一方で、旧身分（華族・士族・平民・「新平民」）を記し、他方で、外国人を排除するという両面の差別制度であった。1878（明治 11）年には、開拓使達により、戸籍を含むすべての政府公式文書に、アイヌが「旧土人」、「南洋人」が「土人」と記載された（佐藤, 2009: 188）。
- 16) 部落産業とは、「部落の多数の者が従事し、部落内での分業体制がとられ、部落の経済を左右する大きな影響力をもつ産業」（解放出版社, 1993:104）のことをいう。そこには、被差別部落民が、差別による事業・労働の機会の制約を受けて就業する仕事群という含意がある。ここでは、狭義の「部落産業」だけではなく、被差別部落民が携わってきた（いる）仕事の全体を含めて、部落（の）産業とみなす（同書:933）。もとより、それらの仕事自体は、被差別部落だけに存する仕事ではない。
- 17) 解放文化は、対抗文化（counter-culture）である。対抗文化とは、「文化的・社会的な葛藤状況にあって、歴史的に創造された（支配的な）生活指針を転倒して創造された生活指針」（Yinger, 1982:39-40）のことをいう。
- 18) 今、この定説が再考されつつある。再考の主要な論点は、土農工商および賤民という近世の身分制度の理解は妥当であるか、封建制度下の身分（「役」）の性格をどう理解するかという点にある。定説の側からの反論も出ている。
- 19) マイリティは、一般に、人種主義的な価値序列、すなわち、他者に、怠惰、攻撃性、暴力、貪欲、性的貧乏、野獣性、原始性、無垢、非理性などの価値を押しつける、マニ教（自然的二元論に基礎を置く宗教）的な二項対立に基づいて、創出される（Loomba, 1998=2001:142）。被差別部落民に対する烙印も、（基本的に）同じである。
- 20) 2000 年の大阪府調査で、既婚の被差別部落民で相手が部落外の人々のケースは、15-39 歳 67.5%、40-59 歳 48.6%、60 歳以上 30.9%であった（奥田, 2002:11）。被差別部落民と部落外の人々の通婚は、時代とともに増加している。これに対して、結婚差別を経験した被差別部

落民は、15-39 歳 24.7%、40-59 歳 19.7%、60 歳以上 17.5%であった。若い被差別部落民ほど、被差別体験の比率が高い傾向にある（奥田,2002:14）。ここに、通婚の増加が結婚差別の減少を意味しないという、結婚差別の実態を見ることができる。

- 21) ただし、近世の被差別部落がすべて地域・職業・系譜が重なった固定した状態にあったかどうかは、議論の余地がある。被差別部落は、近代以前にすでに多様だったのではないか。
- 22) ただしそれは、被差別部落民／部落外の人々の社会的境界が曖昧になったということの意味しない。「賤民の系譜」の信仰に基づく差別は厳存し、両者の区分も厳存する。差別者は、他者を差別する側／される側に二分割する。そこに中間はない。
- 23) 同和対策事業は被差別部落の生活の低位性を解消し、被差別部落の有徴性は消失した、しかし部落差別の方は残った、ゆえに「部落問題」と「部落差別問題」は分けて捉えるべきだ、という主張がある（要田,2005: 8-11）。それは、同和対策事業は被差別部落の実態的な低位性（ハード面）を（かなり）解決したが、差別意識（ソフト面）の解消には課題を残したという、同和対策事業に対する通説的評価に照応するものである。しかし同和対策事業は、被差別部落の実態的な低位性のある程度解決したが、他面、被差別部落や被差別部落民の階層格差の拡大を促した。事業の恩恵に与った被差別部落や被差別部落民のみを指して、「部落問題」が解決したとする議論は正確でない。「部落問題」は、同和対策事業の恩恵に与らなかった被差別部落や、下層の被差別部落民の間に厳存している。グローバリゼーションは、その格差をいっそう拡大している。
- 24) アメリカでも、政府のアファーマティブ・アクション（差別是正政策）が、マイノリティの階層分化を促進し、アンダークラス（とくに最下層黒人）を生み出したという議論がある（Wilson,1987=1999）。
- 25) ここで部落解放運動とは、部落解放同盟など諸団体の運動だけではなく、自己解放を希求する被差別部落民の多様な生活実践を含めて考えている。
- 26) 今日の部落解放運動が困難な背景には、日本の政治の右傾化もある。政治の右傾化（国境の強化 nationalization）は、グローバリゼーション（国境の解体）への反動としてある。部落解放運動への圧迫は、民族的な排外主義と同時に進行する。近年の日本で、在日外国人の参政権問題や外国人犯罪の問題などを標的に、外国人排斥を公然と主張する、ネオナチまがいの「市民」運動が現れている。

[文献]

アイヌ,2009.9.17, Wikipedia, Yahoo Japan.

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%8C>

Babcock, B. A., 1978, "Preface" in *The Reversible World: Symbolic Inversion in Art and Society*, edited by Babcock, B. A., Ithaca: Cornell University Press, 岩崎宗治・井上兼行訳,1984,『さかさまの世界——芸術と社会における象徴的逆転』岩波書店 2-30 頁。

Blauner, R., 1970, "The Question of Black Culture" in *Black America* edited by Szwed,

- J.F., Washington, D.C., U.S. Information Agency, pp.119-129.
- 部落解放研究所,1997『今日の部落差別 各地の実態調査結果より』第3版 解放出版社.
- 部落解放・人権研究所, 2001『部落問題・人権事典』解放出版社.
- 部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会,2006『全国のあいつぐ差別事件』解放出版社.
- Cashmore, E. ed., 1996, *Dictionary of Race and Ethnic Relations*, Fourth Edition, London: Routledge.
- Hannerz, U., 1970, "The Notion of Ghetto Culture," in *Black America: Voice of America Forum Lectures* edited by Szwed, J. F., Washington, D.C., U.S. Information Agency, pp.107-117.
- 被差別文化発掘特別委員会,1985『川に生きる——江の川に生きる被差別の知恵』第1集 高宮町解放教育推進協議会.
- 広島県立歴史民族資料館,1995『特別企画展 川に生きる——江の川の漁撈文化 報告書』.
- 法務省入国管理局 2009.9.17, Yahoo Japan「法務省入国管理局」
<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>
- 藤田敬一編,1998『「部落民」とは何か』阿吽社.
- 井上清,1950「部落解放理論と部落史の課題」部落問題研究所『部落問題』18号 北大路書房 2-10頁.
- 解放出版社,1993『部落問題 資料と解説』第3版.
- 川元祥一, 2006.8「生きている部落文化——共感の糸を奏でよう 上」『部落解放』570号 解放出版社 80-87頁.
- Kluckhohn, C., 1962, *Culture and Behavior*, edited by Richard Kluckhohn, New York: Free Press.
- Loomba, A., 1998, *Colonialism/Postcolonialism*, London: Routledge, 吉原ゆかり訳,2001『ポストコロニアリズム理論入門』松柏社.
- 松田素二, 1999『抵抗する都市——ナイロビ 移民の世界から』岩波書店.
- Murakoshi, Suelo and Roger Yoshino, 1977, *The Invisible Visible Minority:Japan's Burakumin*, Buraku Liberation and Human Rights Research Institute.
- 野口道彦,1999『「部落民」とは何か——どう概念規定するのか』『部落解放』456号 解放出版社 56-63頁.
- 野口道彦, 2000『部落問題のパラダイム転換』明石書店.
- 沖縄県企画部統計課, 2009.9.17, Yahoo Japan「沖縄の人口」
http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/estimates/estimates_suikei.html
- 奥田均, 2002「ポスト『特措法』時代の出発点——データから考える結婚差別問題 ①」『ヒューマンライツ』166号 部落解放・人権研究所 4-17頁.
- 奥田均, 2007『見なされる差別——なぜ、部落を避けるのか』解放出版社.
- Said, E. W., 1978, *Orientalism*, New York: Georges Borchardt Inc, 今沢紀子訳,1986

- 『オリエンタリズム』平凡社.
- Sardar, Z. and B. V. Loon, 1997, *Introducing Cultural Studies*, Icon Books Ltd., 毛利嘉孝・小野俊彦訳, 2002『カルチュラル・スタディーズ』作品社.
- 佐藤文明,1981『For Beginners シリーズ 戸籍』現代書館.
- 佐藤文明,2009「戸籍制度と部落問題」友永健三・渡辺俊雄編『部落史からの発信 現代編』解放出版社 187-201 頁.
- 柴田道子,1972『被差別部落の伝承と文化——信州の被差別部落・古老聞き書き』三一書房.
- Spivak,G.C.,1988, *Can the Subaltern Speak?: in Marxism and the Interrelation of Culture*, Illinois: the Board of Trustees of the University of Illinois, 上村忠男訳,1998『サバルタンは語るができるか』みすず書房.
- 内田龍史, 2009「部落（民）アイデンティティ」友永健三・渡辺俊雄編『部落史からの発信 現代編』解放出版社 122-138 頁.
- Warner, W. L., 1937, "American caste and class," in *American Journal of Sociology*, vol.42, Chicago: University of Chicago Press, pp. 234-237.
- Wilson, William J.,1987, *The Truly Disadvantaged :The Inner City, the Underclass, and Public Policy*, The University of Chicago Press, 青木秀男監訳,1999『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店.
- Yinger, J. M.,1982, *Counterculture: The Promise and Peril of a World Turned Upside Down*, New York: Free Press.
- Yinger, J. M.,1994, *Ethnicity: Source of Strength? Source of Conflict?* New York: State University of New York Press.
- 要田洋江, 2005「差別研究の新たな位相——創立二〇周年記念シンポジウムを終えて」日本解放社会学会『解放社会学研究』19号 7-25 頁.
- Young, J., 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, London: SAGE Publication, 青木秀男監訳,2007『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版.
- 座談会,1999「自分らしさから出発して——部落・アイデンティティ・誇り・カミングアウト」『部落解放』456号 解放出版社 12-37 頁.